第 474 回　企業会計基準委員会議事概要

I.　日　時　　2022 年 2 月 21 日（月）　13 時～15 時 30 分

II. 場　所　　ウェブ会議

III.議　題

（審議事項）

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

(2) リースに関する会計基準の開発

(3) 金融資産の減損に関する会計基準の開発

(4) 税金費用の計上区分の検討

(5) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

本企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応として、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 13 条に基づき、ウェブ会議で実施した。

IV. 議事概要

（審議事項）

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

矢農常勤委員及び木村専門研究員より、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告の適用時期及び経過措置、実務対応報告公開草案「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の文案（「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案を含む。）並びに「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案（「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案を含む。）について説明がなされ、第 145 回実務対応専門委員会（2022 年 2 月 15 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、可能であれば、次回の委員会において公開草案及び論点整理の公表承認に関する審議を行いたい旨が説明された。

(2) リースに関する会計基準の開発

川西副委員長、秋本専門研究員及び伊藤専門研究員より、改正リース会計基準及び改正リース適用指針における表示及び開示の定めに関する検討の方向性並びに IFRS 第 16 号「リース」における設例の取扱いについて説明がなされ、第 109 回リース会計専門委員会（2022 年 2 月 10 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(3) 金融資産の減損に関する会計基準の開発

川西副委員長及び越智アシスタント・ディレクターより、ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のコアでない部分の金融資産の減損に関連するガイダンスの確認及びコロナ禍における ECL モデルと CECL モデルの適用による影響について説明がなされ、第 176 回金融商品専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。

(4) 税金費用の計上区分の検討

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

矢農常勤委員及び宗延専門研究員より、事務局提案に対する追加の分析、開示の取扱い、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）を改正する場合の適用時期及び経過措置並びに法人税等会計基準及び企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）の改正文案について説明がなされ、第 78 回税効果会計専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、可能であれば、次回又は次々回の委員会において公開草案の公表承認に関する審議を行いたい旨が説明された。

(5) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

矢農常勤委員及び片山アシスタント・ディレクターより、論点の概要及び現行の取扱いの見直し案、適用時期及び経過措置並びに税効果適用指針及び会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」の改正文案について説明がなされ、第 76 回税効果会計専門委員会（2021 年 12 月 22 日開催）及び第 78 回税効果会計専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）における検討状況も踏まえ、審議が行われた。審議の結果、可能であれば、次回又は次々回の委員会において公開草案の公表承認に関する審議を行いたい旨が説明された。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。